

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 3 月 定 例 会 ——

平成26年3月24日（月）

開催日時 平成26年3月24日（月） 午後2時00分～午後6時26分

開催場所 505会議室

出席委員 森井良子 委員長

山田大輔 委員長職務代理者

高槻成紀 委員

三町章 委員

関口徹夫 教育長

説明のための出席者 有川知樹 教育部長

高橋亨 教育部理事兼指導課長

松原悦子 教育部理事（生涯学習・体育・図書館）

滝澤文夫 教育庶務課長

伊藤祐子 学務課長

赤坂慶太 学務課長補佐

板谷扇一郎 学校給食センター所長

森田恒明 指導課長補佐

阿部裕 生涯学習推進課長

小島淳生 体育課長

屋敷元信 中央公民館長

湯沢瑞彦 中央図書館長

仙北谷仁策 教育部参事

志村安 指導主事

横山明 指導主事

書記 宮崎淳 教育庶務課長補佐、根岸玄 教育庶務課主事

傍聴者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○森井委員長

ただいまから教育委員会3月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○森井委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は高槻委員及び私、森井

でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（14）及び、議案第82号から第87号は、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開にて取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

### ○森井委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

#### （教育長報告事項）

### ○森井委員長

はじめに、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（1）市議会3月定例会について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

### ○関口教育長

教育長報告事項（1）市議会3月定例会についてを報告いたします。

市議会3月定例会は、2月25日から3月26日までの会期により開会中でございます。

以下、教育委員会に関係するところにつきまして、日程を追って、報告いたします。

資料No.1をご覧ください。

2月26日から28日までの3日間には一般質問がございました。一般質問は24人の議員から61件の質問が出され、うち、教育委員会に関連するものが、16件ございました。

次に、3月3日から5日まで、一般会計予算特別委員会において、「平成26年度小平市一般会計予算」が審査され、教育部の審査は5日に行われました。

教育部の審査終了後、各会派の代表から総括質疑がございまして、一般行政につきましては市長が、教育行政につきましては私が答弁いたしました。

総括質疑の後、討論なしで採決が行われ、可決すべきものと決定いたしました。

10日には総務委員会が開催され、先の教育委員会で議決いただきました、「平成25年度小平市一般会計補正予算（第6号）」が審査され、可決すべきものと決定いたしました。

翌11日には生活文教委員会が開催され、同じく先の教育委員会で議決いただきました、「小平市社会教育委員条例の一部を改正する条例」が審査され、可決すべきものと決定いたしました。

なお、3月26日の本会議最終日にて、平成26年度一般会計予算、平成25年度一般会計補

正予算、及び小平市社会教育委員条例の一部を改正する条例の議決がなされる予定でございます。  
以上でございます。

**○森井委員長**

ありがとうございました。

教育長報告事項（２）小平市教育委員会表彰等に関する要綱の一部改正について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

**○関口教育長**

教育長報告事項（２）小平市教育委員会表彰等に関する要綱の一部改正についてを報告いたします。資料No.2をご覧ください。

「小平市教育委員会表彰等に関する要綱」は、「小平市教育委員会表彰等に関する規程」の施行に関し必要な事項を定めるものでございますが、表彰対象の追加と、文言の整理のため、改正を行います。

改正の内容でございますが、「学校経営協力者」を感謝状の贈呈対象として規定いたします。

また、表彰要綱別表について、文言整理を行います。

なお、施行期日は平成26年4月1日でございます。

以上でございます。

**○森井委員長**

ありがとうございました。

教育長報告事項（３）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

**○関口教育長**

教育長報告事項（３）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況についてを報告いたします。資料No.3をご覧ください。

平成26年3月20日現在の市内公立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で17校、延べ94学級、中学校で6校、延べ31学級でございます。

各学校には、東京都と小平市の学級閉鎖の情報を提供するとともに、引き続き、インフルエンザの予防の指導として、十分な栄養と休養をとり、手洗い、うがいの励行等について通知し、対策の徹底を図っているところでございます。

以上でございます。

**○森井委員長**

ありがとうございました。

教育長報告事項（４）平成２６年度中学校給食実施計画について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

#### ○関口教育長

教育長報告事項（４）平成２６年度中学校給食実施計画についてを報告いたします。

資料№.４をご覧ください。

平成２６年度の平均年間給食回数は、生徒一人当たり１８３回を予定しております。最高予定回数は１９０回、最低予定回数は１７０回となっております。

なお、４月より、給食費を改定し、１食あたり３００円で給食を提供いたします。

その他、引き続き衛生管理の徹底と食の安全及び食育の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

#### ○森井委員長

教育長報告事項（５）小平市立小・中学校における食物アレルギー対応方針について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

#### ○関口教育長

教育長報告事項（５）小平市立小・中学校における食物アレルギー対応方針についてを報告いたします。資料№.５をご覧ください。

市立小・中学校では、これまで、給食の提供に関して、また、教職員を対象とした研修の実施など、食物アレルギー事故の防止に取り組んでまいりましたが、さらなる徹底を図るため、このたび、新たな対応方針を取りまとめました。

今後は、この新方針に基づき、より一層、児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

詳細につきましては、伊藤学務課長から説明させます。

#### ○伊藤学務課長

それでは、小平市立小・中学校における食物アレルギー対応方針について、資料に基づき、ご説明いたします。A４、１枚の資料をご覧ください。

はじめに１の、見直しの経緯でございますが、平成２４年１２月に、調布市立小学校で食物アレルギーによる児童死亡事故が発生して以降、学校における食物アレルギーへの適切な対応が求められております。

市教育委員会では、平成２３年３月に「小学校給食におけるアレルギー対応について」を作成し、食物アレルギーのある児童に、原因食材を除去した給食を提供する場合には、色の違う皿やトレーを使用するなど、事故防止を図ってまいりました。しかしながら、食物アレルギーの対応は、給食だけでなく学校生活のあらゆる場面で適切になされなければならないことから、今年度当初から、方針の見直しを検討してきたところでございます。

2の検討の経過でございますが、昨年6月に、市立小・中学校の校長、副校長、養護教諭、栄養士を対象とした食物アレルギー研修を実施した後、研修講師もお願いしたアレルギー専門医に給食調理現場の視察と、栄養士への助言などをいただきました。その後、10月から12月にかけて、各学校で保護者の要望等に接し、事例や課題にも精通する栄養士を中心に、給食の対応について検討する会議を開催し、これらを踏まえて作成した新方針の案について、学校からの意見を聴取いたしました。

3の新方針のポイントについてご説明いたします。

まず、方針の全体像といたしましては、冒頭で、市教育委員会の食物アレルギー対応の基本的な考え方を明確にした上で、この基本的な考え方に基づく、学校での具体的な対応の基準及び手順を定めております。

ポイントとしては、4点ございます。1点目として、アレルギーのある児童・生徒の情報把握や、学校での対応の検討、決定、緊急時の対応につきましては、全ての自治体、学校に共通するものであり、国、東京都のガイドラインを引用するとともに、市独自に遠足や移動教室などの校外活動、特別支援学級の児童・生徒への配慮、注意事項などについて、一部補足いたしました。

一方、給食の提供については、各自治体で提供方式や物理的・人的条件等が異なることから、市としての統一した基準を定めました。小学校では医師の診断に基づく、アレルギー原因食材を除去した給食の提供、中学校では、これまでどおり給食センターによるアレルギー食材を表示した献立表の配付の対応となります。

2点目として、これまでの一部の小学校での複雑な個別対応や、必要以上に煩雑な対応をやめ、真に対応すべきケースに注力すること。

3点目として、今年度のヒヤリハット事例の検証から、保護者にも医療機関の受診や、詳細な情報提供など、必要な協力を求めることとございます。

4点目として、食物アレルギーの有無にかかわらず、知識と意識を高め、より多くの目でチェックすることによって、事故防止につながられるよう、食物アレルギーのない児童・生徒への指導も重要な視点として取り入れました。

また、本文の最後にもございますように、今後も最新の知見や国・東京都の動向を注視しながら、必要に応じて方針の見直しを行ってまいります。

4のその他でございますが、今年度当初から小平市医師会に、研修の講師派遣、調理現場の視察、栄養士との懇談、給食の対応についての提言など、多大なるご協力をいただきました。

5の保護者への周知でございますが、教育委員会だより3月15日号に新方針の策定についての記事を、市ホームページに新方針の全文を掲載いたしました。また、小学校児童の保護者には、来年度からの給食の対応についてのお知らせを配付いたしました。

今後、新方針に基づき、より一層児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○森井委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（６）「服務事故再発防止プロジェクトチーム」の最終報告について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

## ○関口教育長

教育長報告事項（６）「服務事故再発防止プロジェクトチーム」の最終報告についてを報告いたします。

度重なる服務事故を受け、教育委員会、校長会及び副校長会は、二度と服務事故を起こさないという強い意思から、昨年２月に「服務事故再発防止プロジェクトチーム」を設置し、これまで発生した服務事故の分析と、今後の対応策について検討し、６月には中間報告を行いました。

この度、中間報告以降に行った服務事故再発防止に向けた取組や、検討してきた内容を加え、最終報告書としてまとめましたので報告いたします。

報告書の詳細等につきましては、高橋教育部理事から説明させます。

## ○高橋教育部理事

それでは、「服務事故再発防止プロジェクトチーム」の最終報告について、ご説明いたします。資料№.6をご覧ください。

「服務事故再発防止プロジェクトチーム」は、中間報告後も服務事故の再発防止に向けた取組等について検討をまいりました。そして、先月の２月５日に行われました、小平市教育研究発表会において、プロジェクトチームの委員が取組内容をまとめた最終報告を行うとともに、昨年の６月に作成した中間報告書に新たな内容を加え、最終報告書を作成いたしましたので、ご報告をいたします。

それでは、新たに加えた部分を中心に、最終報告書の内容についてご説明をいたします。１９ページをご覧ください。

こちらには中間報告以降に作成した、小平市立学校個人情報管理マニュアルの概要を掲載しております。本マニュアルは２０ページに示されている項目で構成され、教職員がいつでも閲覧できるよう、電子データで作成しております。データにつきましては、教職員のパソコンにある市内共有フォルダの個人情報管理マニュアルフォルダに入れます。パソコンの画面をクリックすることで、その内容がパソコンに表示されるというような形をとってございます。

次に２１ページをご覧ください。こちらには同じく中間報告以降に作成した服務事故にかかわる事例集の概要を掲載しております。本事例集は、小平市で発生した事例をもとに作成しており、教職員に対して服務事故は身近に発生することを強く意識させ、服務事故等の防止を図る目的で作成いたしました。

小平市で発生した服務事故の事例につきましては、最終報告書の３ページから１４ページでも掲載しておりますが、本事例集はそれ以外の服務事故の事例について、２２ページに示した様式で作成し、別冊として各学校に配付をいたします。学校では本事例集を活用して研修を行い、服

務事故の防止を図ります。

次に、23ページをご覧ください。こちらには服務事故再発防止を目的に、教育委員会で実施した主な研修の内容等について、まとめてあります。なお、アンガーマネジメント研修、メンタルヘルス研修につきましては、次年度も行う予定でございます。

26ページから服務事故再発防止に向けた各学校の取組を掲載しております。まず、26、27ページに服務事故再発防止に向けた各学校の特徴的な事例をまとめ、28ページ以降に、学校ごとの取組を全校掲載してございます。

以上、中間報告から新たに加わった内容を中心に、最終報告書の説明をいたしました。

本最終報告書は、今後、教育委員会のホームページで広く市民に向け、公開をしております。

次年度に向けての取組は、服務事故再発防止に向けての取組として、指導課主催の研修会において、服務にかかわる内容を継続して行うとともに、巡回指導訪問も各学校で1回程度は継続して実施いたします。

学校では次年度も小平市立学校服務に関するチェックシートや、服務事故にかかわる事例集等を活用した服務事故防止研修を実施するとともに、4月を小平市独自に服務事故防止月間としてまいります。これは、これまで服務事故の発生状況を分析していく中で、新たに着任した教員の事故が顕著だったことなどを含めて、4月を特に防止月間として先生方に周知をして取り組んで行く予定でございます。

さらに、7月と12月は都の服務事故防止月間でございますので、こちらの服務事故の事例をもとにした研修を行うとともに、各学校では次年度も毎月1回程度、服務事故に関する研修等を独自に行ってまいります。

また、学校も最終報告書に記載された服務事故防止に向けた取組を継続して実施することで、それぞれの学校が主体的に服務事故防止に努めてまいります。

以上でございます。

## ○森井委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（7）小平市平櫛田中彫刻美術館「わくわく体験美術館ウィーク」について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

## ○関口教育長

教育長報告事項（7）小平市平櫛田中彫刻美術館「わくわく体験美術館ウィーク」についてを報告いたします。資料No.7をご覧ください。

次世代を担う小・中学生に、彫刻などの芸術に親しんでもらうことを目的とした事業の1つとして、平成18年度から、期間を定めて小・中学生の観覧料を免除し、芸術に親しむ機会を提供する「わくわく体験美術館ウィーク」を開催しております。

開催期間中の実績といたしまして、平成21年度は205人、平成22年度は192人、平成



23年度は285人、平成24年度は290人、平成25年度は308人の子どもたちが来館しております。

平成26年度もこの事業を引き続き実施し、さらなる普及を図ってまいります。

開催期間でございますが、第1期は、こどもの日を中心にゴールデンウィークの4月26日（土）から5月6日（火）までの11日間、第2期は、小・中学生の夏休みの7月19日（土）から8月31日（日）までの44日間、第3期は、東京都教育の日及び文化の日を中心とする10月25日（土）から11月3日（月）までの10日間でございます。合計65日間の開催でございます。

なお、観覧料の免除は、小平市平櫛田中彫刻美術館条例第6条第2項、同施行規則第3条第1項第2号の規定に基づき行うものでございます。

以上でございます。

#### ○森井委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（8）小平市平櫛田中彫刻美術館「ナイトミュージアム」の開催に伴う開館時間の延長及び観覧料の免除について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

#### ○関口教育長

教育長報告事項（8）小平市平櫛田中彫刻美術館「ナイトミュージアム」の開催に伴う開館時間の延長及び観覧料の免除についてを報告いたします。資料No. 8をご覧ください。

平櫛田中は小平市に転居して以来、知人から贈られた鈴虫の音色を楽しんでいた時期がございます。昨年に引き続き、日本鳴く虫保存会名誉会長のご協力により、鳴く虫の音色を当美術館にて楽しんでいただくため、「ナイトミュージアム」の開催をいたします。開催日時は平成26年8月30日（土）の午後6時から午後8時でございます。

多くの方々に美術館に親しんでいただくため、小平市平櫛田中彫刻美術館条例第6条第2項及び同施行規則第3条第1項第2号の規定により、当日の観覧料は免除いたします。

開館時間につきましても「ナイトミュージアム」の開催上、夜間開館が必要となるため、同条例第5条の規定により、開館時間を延長いたします。

以上でございます。

#### ○森井委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（9）小平市平櫛田中彫刻美術館における「東京の美術館・博物館共通入館券ぐるっとパス2014」による観覧料の免除について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

## ○関口教育長

教育長報告事項（9）小平市平櫛田中彫刻美術館における「東京の美術館・博物館共通入館券ぐるっとパス2014」による観覧料の免除についてを報告いたします。資料No.9をご覧ください。

この制度は、都内にある美術館及び博物館の普及広報、新たな需要の開拓、新たな観光資源の創出を目的としたものでございます。

都内の美術館・博物館が負担金を納めて加入し、利用者が1冊2,000円のチケットブックを購入すると、加入している施設に、最初の利用日から2か月間、無料または割引料金で入館ができます。

小平市平櫛田中彫刻美術館では、PRと集客の増を目的として、昨年度に引き続き、この「東京の美術館・博物館共通入館券ぐるっとパス2014」に加入することといたしました。

平成26年度におきましては、都内78の美術館及び博物館等が加入し、近隣では、多摩六都科学館や小金井公園内にある江戸東京たてもの園などで利用できます。

加入に際し納める負担金につきましては、年度末に、報奨金を加算して全額返金される予定となっております。

この「ぐるっとパス」による観覧料につきましては、無料と割引扱いがありますが、加入している多くの施設が常設展・企画展とも無料となっていること、さらに都内からはやや遠い、多摩エリアという立地環境も勘案いたしまして、小平市平櫛田中彫刻美術館におきましては、平櫛田中彫刻美術館条例第6条第2項及び同施行規則第3条第1項第2号の規定に基づき、観覧料を免除し、無料扱いといたします。

以上でございます。

## ○森井委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（10）小平市平櫛田中彫刻美術館の臨時休館について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

## ○関口教育長

教育長報告事項（10）小平市平櫛田中彫刻美術館の臨時休館についてを報告いたします。資料No.10をご覧ください。

平成26年度は、年間で計4回の企画展及び特別展を開催することから、その前後に展示替えのため、臨時休館日を設けます。

臨時休館日は、5月26日（月）、8月25日（月）、10月20日（月）から24日（金）までの3日間、それと12月8日（月）、10日（水）から12日（金）までの3日間、及び平成27年2月9日（月）の11日でございます。

市民の皆様には、市報、ホームページ及び館内掲示でお知らせいたします。

以上でございます。

#### ○森井委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（11）寄附の受領について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

#### ○関口教育長

教育長報告事項（11）寄附の受領についてを報告いたします。資料 No. 11 をご覧ください。

〔Ⅰ〕は、一輪車3台を、匿名希望の個人様より、小平市立小平第二小学校への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

〔Ⅱ〕は、金20万円を、青梅信用金庫様より、育英基金への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

〔Ⅲ〕は、テント1張りを、青梅信用金庫様より、小平市立上水中学校への指定寄附としてご寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

以上でございます。

#### ○森井委員長

教育長報告事項（12）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

#### ○関口教育長

教育長報告事項（12）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.12のとおりでございます。

詳細につきましては、滝澤教育庶務課長から説明させます。

#### ○滝澤教育庶務課長

本日報告いたしますのは7件でございます。うち、新規申請は2件でございます。

受付番号（95）鳥濱トメ物語演劇小平公演は、先の大戦末期に鹿児島県知覧にある航空基地の特攻隊の若者から「特攻の母」と呼ばれた鳥濱トメの半生を小平市出身の大林素子氏が主演するもので、平和の大切さ、重要性、価値を見詰め直す意味で、市内有志の実行委員会が主催するものでございます。

受付番号（96）武蔵野美術大学美術館・図書館パブリックプログラム「みらいのたいよう計画」ヤノベケンジ&サン・シスター中学生と出会うは、武蔵野美術大学美術館・図書館が現代美術家のヤノベケンジ氏を招き、美術館、大学生、中学生、地域をつなぐ、アートと教育の新しい活動でございます。

その他の5件は、いずれも毎年承認しているものでございます。  
以上でございます。

#### ○森井委員長

ありがとうございました。

教育長報告事項（13）事故報告I（2月分）について、関口教育長からご説明をお願いいたします。

#### ○関口教育長

教育長報告事項（13）事故報告I（2月分）についてを報告いたします。

2月の事故報告Iの交通事故、一般事故につきましては、資料No.13のとおりでございます。  
詳細につきましては、高橋教育部理事から説明させます。

#### ○高橋教育部理事

事故報告I（2月分）について、ご報告をいたします。資料No.13をご覧ください。

交通事故は管理下で1件、管理外で0件でした。

中段をご覧ください。一般事故は全て管理下で小学校で6件、中学校で1件ありました。

項目別状況ですが、小学校は登下校時に2件、休み時間・放課後等に1件、授業中で3件になります。中学校は登下校時に1件です。なお、小学校の授業中のけがで清掃活動中が含まれてございますが、こちらは清掃指導中と考え、授業中に分類したものでございます。

先月よりも小学校の事故は増えましたが、中学校は減りました。傾向として今月も先月に続き、骨折の報告が多くなっています。これは雪なども含め、寒さのために手足等の動きが鈍くなり、子どもたちが思うように危険回避ができないためと考えています。

それでは、交通事故の①、小学校の登下校時の事故②、中学校の登下校時の事故⑦について、詳細をご報告いたします。

まず、中学校の登校中の交通事故①です。

2月12日の水曜日の午前8時15分ごろ、登校中のことです。五日市街道で信号待ちをしていた生徒が、信号が青になったので渡り始めたところ、信号無視をして走ってきた自転車と接触して倒れました。その際、左足を道路に打ちつけたものです。相手も倒れたので、互いに大丈夫ですかと声をかけあったものの、生徒が何とか大丈夫ですと答えたところ、相手はそのまま自転車で走り去りました。

登校後に保健室に来室し、事故のことを養護教諭に伝えました。養護教諭は8時30分ごろに管理職及び担任に連絡。事故の状況を聞き取りながら、けがの様子を確認いたしました。8時40分ごろに、担任から保護者に連絡。警察に連絡をし、学校から養護教諭がつきそい、病院に連れていくことにいたしました。

診断の結果、骨には異常はなく、打撲との診断を受けました。11時30分ごろ保護者が来校

し、管理職及び養護教諭から病院の診断結果などの報告を行いました。翌日学校では、職員朝会で交通事故防止及び事故時の対応について、各学級で指導することを確認いたしました。

次に一般事故、小学校登校時の②について、ご報告をいたします。

2月5日水曜の午前7時45分ごろ、校庭端から昇降口前にかけて、若干の雪が残っており、凍結した状態にありました。登校時刻より早めに登校した児童が、その上をスケートのように滑って遊んでいたところ、バランスを失い転倒し、花壇との境界を示すレンガに顔を打ちつけ、前歯を欠きました。

昇降口付近で待っていた他の児童が事故に気づき、教員に連絡。数名の教員と副校長が、現場の状況を確認いたしました。あわせて養護教諭が応急処置で顔のキズの手当をしたものの、前歯が欠けているので、管理職と確認後保護者に連絡をし、歯科医を受診することにいたしました。なお、欠けた部分の歯も見つけ、保存したものを歯科医に持っていくことにいたしました。

他の教員は他の児童の登校もあるので、8時15分ごろには凍結した部分に入らぬよう、コーンとバーで囲いました。10時ごろ、児童は歯科医を受診、上前歯の欠損部の補充、固定を行いました。あわせて夕方の会議で事故の報告を行い、再発防止に向けた指導を行うことを確認いたしました。

次に、中学校の登校時の⑦について、ご報告をいたします。

2月17日月曜日に登校途中の生徒が、自宅隣の公園前の雪が凍っていた道路で前のめりに滑って転び、前頭部を地面に打ちつけて転がりました。そのまま登校いたしましたが、ふらつくので担任に話して、保健室に行きました。9時ごろになっても、状況が改善されず、気分も悪くなってきたため、養護教諭が管理職に報告、管理職が様子を確認後、保護者にも連絡をして病院の診察を受けることにいたしました。

当該生徒が養護教諭と保護者とともに、病院に向かう途中で嘔吐をしましたが、CT、レントゲンで異常はなく、診断の結果、脳しんとうと判断をされました。当該生徒は気分が悪く、事故直後の記憶が曖昧で、その日は自宅で安静にいたしました。

2日後、当該生徒は元気に登校をいたしました。学校では当該生徒も含め、全校生徒に登下校時の際の歩き方について、各担任により指導し、後日生活だよりの中でも注意を促しました。

以上でございます。

## ○森井委員長

ありがとうございました。

ここまでの教育長報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

## ○山田委員

教育長報告事項（1）市議会3月定例会につきまして、質問をさせていただきます。

まず、6ページの質問内容5になります。以前の定例会でも確認させていただきましたが、給食費の未納につきまして、小学校、中学校、合計で114名の未納ということで、確かそれでも

納入パーセンテージが98%でした。かなりの未納の少なさに私はお礼を申し上げたところですが、今年度の未納の人数及びその対応を再度確認させていただけますでしょうか。

#### ○伊藤学務課長

給食費の未納の今年度の状況でございますが、年度末のところまでまとめさせていただいておりますので、今年度の人数は出ておりません。

それから、未納への対応につきましては、特に共同調理場運営委員会の保護者委員などからも、児童手当から天引きできるのではないかというようなお話をいただきましたので、その後、児童手当の担当課と調整をいたしました。その結果、児童手当から支払をしたいという意思がある方、了解していただける方について、給食費の滞納分を、児童手当からいただくということは、制度上できると確認いたしました。

児童手当システム上、解決すべき課題はあるとのことですが、担当課と十分連携しながら、児童手当から支払っていただくような事例もつくっていければと考えております。

以上でございます。

#### ○山田委員

ありがとうございます。

もう1点。今度は16ページの質問内容13になります。こちらの答弁(6)でございます。ご答弁いただいたとおり、まちの活性化の1アイテムという言い方が正しいかどうかわかりませんが、今後のPRが絶対不可欠と思っております。鈴木遺跡が東京都の文化財に指定されたことも記憶に新しいと思いながらも、もう2年もたっているという状況も鑑みまして、大変貴重な鈴木遺跡を今後のまちの活性化の一部と位置づけ、ぜひ全国、全世界から見学していただけるものにしていただきたいという思いでおります。今後のPRの状況をお示しいただけると思いますが、例えば、目標、今後はどれくらいの設定に定めているのか。今は東京都の指定文化財までいきましたが、その辺も含めまして、もう一度いろいろご教示いただけますでしょうか。

#### ○阿部生涯学習推進課長

鈴木遺跡につきましては、専門家の間では国内外で非常に貴重な遺跡であると認識されてございます。ところが小平市内及び東京都内では、それほど鈴木遺跡の重要性についての認知度は高くないところがございます。そういったことで、こちらのほうでも答弁をしているところがございます。

ここにありますように、今後は鈴木遺跡ウォーキングなどを定期的に行うとともに、国指定史跡化に向けて、鈴木遺跡の総括報告書作成委員に東大の先生に入ってくださいなど、文化庁と東京都とともに連携して進めております。来年度はシンポジウムの開催なども予定しております。

また、ここで、農林中金から1万4,000㎡ほどの土地をご寄附いただきましたことは、国指定史跡化に向けて大きな弾みになると、その委員会の委員さんからもコメントをいただいております。

ります。

いずれにしても小・中学生も含めて認識を高めていただくために、指導課と連携して、例えば小平市教育振興基本計画における地域資源として、まず学校の先生に認識をしていただいて、そして子どもたちにつなげていていただくことも考えております。

以上でございます。

### ○山田委員

ありがとうございました。まちづくりの今後の一環として、ブルーベリー、丸ポスト、鈴木遺跡と、うたっていたきたいと思っておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

### ○森井委員長

市議会定例会について、ほかにご意見等ございますでしょうか。

それでは私から。平成26年度中に仲町図書館がオープンされることから、議会でも図書館に関して、いろいろご質問が出たかと思いますが、その答弁の中で教えていただきたいことが、2点あります。

1つは、視覚に障がいがある方を対象とした情報提供サービス、サピエというものに加盟したと答弁の中に記されていますが、この提供サービスについて、ご説明いただきたいのと、もう1点が昨年11月から国分寺市の図書館との相互利用が開始されました。現在の利用状況、その他特徴的なことがありましたら、教えていただきたいと思ひます。

### ○湯沢中央図書館長

それでは、まず1点目のサピエについてご紹介します。

サピエというのは、活字による読書が困難な方に対して、暮らしに密着した地域、生活状況など、様々な情報を提供するネットワークということで、全国の点字図書館が所蔵しているデジタル図書館のデータベースを、ダウンロードしてそれをお貸しするというサービスになっております。

これにつきましては、今年度から開始するサービスになりますが、タイトル数につきましても、500タイトルを超えるというくらいということになります。ですから、仲町図書館に特化したサービスということではなく、図書館の障がい者サービスということで、今後も推進していきたいと考えております。

2点目の国分寺市との協定でございますが、平成25年11月1日から開始をいたしました。2月末日までの貸出冊数ですと、小平市の方が国分寺市から借りた貸出冊数が2,377冊、逆に国分寺市の方が小平市からの貸し出しをされた冊数が5,729冊ということで、2倍強ほど国分寺の方よりも小平の方の利用されているという状況になります。

毎年1回両市の担当者の会議を開きまして、今後の相互利用のあり方についても協議していきます。

#### ○森井委員長

相互利用されたおかげで小平市民も恩恵をこうむったということですし、両市の市民にとっても有効に利用されますよう、今後ともよろしくお願いいたします。

では、そのほかの教育長報告事項についてご質問ございますでしょうか。

#### ○山田委員

資料No.3のインフルエンザ発生状況について、確認をさせてください。

まずインフルエンザの発生状況について、例えば昨年度と比べて、今年度の状況を教えていただきたいのと、最後のほうに資料が載っております3月11日、六中の3年生なんですけれども、3年A組・B組・C組・D組・F組は学級閉鎖となり、E組は授業を行ったという認識でよろしいでしょうか。

#### ○伊藤学務課長

まず、インフルエンザの発生状況の昨年度との比較でございますけれども、今年度2月末のところで申し上げますと、小学校では、昨年度の全患者数が54人、欠席者数が193人でございます。今年度は、患者数が273人で5倍になっております。それから欠席者数が649人で3倍以上になっております。閉鎖した学級数も昨年度は22学級でございましたが、今年度は72学級になっております。

中学校は、患者数が昨年度80人のところが、今年度は203人、欠席者数も95人が155人。閉鎖の学級数が24学級ということで、今年度はかなり多くなっている状況でございます。

それから、小平第六中学校の3年E組につきましては、3月10日のところで、1日早く学級閉鎖になっております。

#### ○森井委員長

ほかに何かございますでしょうか。

#### ○三町委員

報告事項(4)中学校の給食実施計画についてのところで、教育課程との関係で、こういう食数になっているのかなとは思いますが、この中で実際に中学校別での食数が当然違っていると思いますが、ただ、学校別で見ると、多いところと少ないところと言うと、10日近く差が出てきています。10日近く違うということになっていると、授業を6時間やっているのか、給食を実施しないで、そのまま4時間でやっているのか、それによって、授業時間が変わってくるかと思いますが、教育課程との関係の把握は、指導課のほうになるかと思いますが、どのよう



な状況なのか、わかっている範囲で教えていただければと思います。

### ○志村指導主事

給食の回数と、授業の日数につきましては、授業時数の確保ということで、学校によっては給食の後にまた授業を実施している学校があるため、このような回数の差が開いていると認識しております。

### ○三町委員

もう一回確認しますけれども、食数が少ないということは、要は午前中の授業が多いのか、それとも特別何か弁当でも持ってこさせて実施しているのか。そういうことでの差なのか。

花小金井南中学校は、例えば1年生179に対して、小平四中は189と10食違うんですね。そうすると、これだけでもかなり授業が、単純にもし午前中だけの授業であれば、1ないし2掛けの10時間から20時間近く差が出てきます。きっと花小金井南中学校でも時数は確保されているんでしょうけれども、その差がどうなっているのかということについて質問です。

### ○志村指導主事

定期考査の後に給食を食べさせて、下校させるか、花小金井南中学校の場合は、定期考査が終わった後に給食を食べさせないで下校させているという違いがございます。

ただ、やはり時数確保という面から見ましても、給食を食べた後に授業を行うかどうかというところの指導も含めて、私ども指導課としてもしっかり指導していきたいと思っております。

以上でございます。

### ○三町委員

とはいえ、年間の指導時数とか、そういうものは確実に確保されているということですよ。それなら結構です。

### ○森井委員長

給食のお話が出ましたので、小平市立小・中学校における食物アレルギー対応方針に、関連した形で全体に感想を交えながら質問をしたいと思えます。

読ませていただきまして、大変よくまとめられていますし、市として統一した提供基準については、新方針のポイントも大変簡潔にわかりやすくまとめられているので、素晴らしいという思いで拝見しました。この方針のとおり食物アレルギー対策が小平市内に徹底して行われることを心から望んでいます。

先ほど、伊藤学務課長から今後の保護者への周知というところでお話をいただきましたが、小学校児童の保護者に、対応についてのお知らせを配付した日にちと、新入生については、どうなっているのかということ。また、中学生の保護者に関してはどのように周知がなされているのか

という、3点について、お伺いしたいと思います。

#### ○伊藤学務課長

保護者への周知でございますが、まず今の小学校児童の保護者には、3月17日に、学校を通じてお知らせを配付するよう依頼しております。

内容といたしましては、食物アレルギーがない児童につきましても、配付をさせていただいておりますが、今までアレルギーがあつて、給食で何らかの対応をしている児童の保護者に、変更点を主に、大きくは、先ほどご説明でも申し上げましたとおり、医療機関を受診してくださいというようなお知らせになります。

それから、これまで煩雑な対応が一部見られるということも、ご報告させていただきましたが、対象児童が10人以上の学校では、それぞれの児童について、個別の除去食をつくるということがございましたが、今後は一種類の提供という対応がわかりにくいところもあるかと思われましたので、事例を挙げてご説明しております。

ただ、具体的にはやはり各小学校の栄養士とよく相談してくださいということを書かせていただいております。

それから、新入生には、各学校で、養護教諭、給食の対応が必要な場合には栄養士を中心に、管理職ももちろん含めてになります。面談をする時期になりますので、そこではそのお知らせ文を提示していくことになるかと思いますが、具体的には面談をしながら対応していくことになります。

中学生につきましては、給食センターの対応ということで、小学校と違い除去食の対応等ございません。詳細なアレルギー食材を表示した献立表の配付ということになるわけですが、ただ、一部牛乳は飲まないですとか、年間を通じて不食の対応をするものもあります。

これまでどおり、年度当初に調査票を配付しまして、そのような対応が必要な生徒につきましては、対応を徹底していくということでございまして、アレルギー方針の中にも、巻末に調査票等を参考様式でつけさせていただいております。

小学校も中学校も必ず年度当初に、全児童・生徒にアレルギー調査を実施し、対応が必要な児童・生徒については、さらに詳細な調査票の配付や面談を行うよう、学校には周知しております。以上でございます。

#### ○森井委員長

ありがとうございました。

ほかにご質問はございませんか。

#### ○高槻委員

服務事故のことで高橋理事から4月を服務事故防止月間にするというよいアイデアだと思いました。連続的にいろいろな残念な事件が起きた後、しばらく事故がなかったために、逆に気持ち

の緩みがあるので、例えば校長先生あたりに、新しく来られた先生に具体的に伝えていただき、引き締めをお願いします。

それから、図書館のことにに関して、先日都内でアンネフランクの著作が破られるという事件がありました。それは小平市ではなかったのかということと、それに関連して、当市の利用で、例えば図書がなくなるとか、返却のときに汚れるなどのトラブルが、10年くらい前と比べて、変わらないのか、増えているようなことはないのか、お聞きしたいと思います。

### ○湯沢中央図書館長

アンネフランクの著作につきましては、小平市の図書館では特に被害は今のところ出ておりません。

2月22日に新聞報道などがありましたので、図書館といたしましては、カウンターに引き上げて貸出しをするという措置をとらせていただいておりますので、被害は今後もないと考えております。

それと、図書の汚破損についてですが、返却の際にはカウンターの職員が1点ずつチェックをしながら、汚破損等がありましたら、利用者の方には弁償をしていただくなどしております。申しわけありません、過去10年の経緯というのは把握をしておりますが、カウンターで職員が対応しているということで、ある程度対応できているものと認識しております。

### ○高橋教育部理事

プロジェクトチームですが、先ほどの4月に防止月間をしましょうという意見が出てきたのは、実はプロジェクトチーム内の校長、副校長たちからでした。私は非常にうれしいご提案だと思ひまして、それはやはり学校がみずからのこととして捉えているということだからです。繰り返し年度末、年度当初にサービス事故が多いということは、私も校長会、副校長会で申し上げてきたところではありますが、今回の話がプロジェクト委員の校長からも出てきたということで、やはりタイミングを逃さず、年度当初、校長・副校長合同会議がございますので、確認をしながら十分に周知をして、取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

### ○高槻委員

よろしくお願ひいたします。

### ○山田委員

今のサービス事故再発防止プロジェクトチームの件に関しまして、私からも質問させていただきたいと思ひます。

大変な資料を作成していただき、プロジェクトチームの先生方に本当にありがたく思っておりますが、2月5日の小平第一中学校での発表のとき、先生方の意識の低さを感じたというのが正

直な感想でございます。

そして、こちらの16ページになりますが、「服務にかかわる小平市立学校のルール」というものの、その一にあります、常に教職員としての自覚と誇り。本当に24時間365日プロの教育者であるということの自覚、誇り、まさにまずはこういうことなんだなというふうに思っております。

そして、質問なんです、その三でございます、常に報告・連絡・相談を心がけますという部分で、教育委員としては、現場の先生方に対して、この捉え方について、組織的にはどのような指導をいただいているのか、もし何かおありでしたら、教えていただきたいと思っております。

### ○高橋教育部理事

報告・連絡・相談のことでございますが、大きな組織、例えば学年集団では、当然その中に学年主任がいます。何か事が起きたときに、例えば何か書類が見当たらないということになったときには、すぐに学年主任に報告を上げて、対応をどうするのかというのを確認します。その後、学年主任がすぐに主幹教諭または副校長、そして校長というように、組織的に対応していくということになるかと思っております。

ただ、服務事故の場合には、緊急性を要するものが非常に多いので、場合によっては事が起きたらすぐに管理職に、ダイレクトに報告が上がるようなシステムに各学校なっていると捉えてございます。

以上でございます。

### ○山田委員

ありがとうございます。この服務事故だけではなく、報告・連絡・相談というのを下からだけではなく、上からも下からも常に会話をしていくというのが一番組織の中で大事になってくると思っておりますので、引き続き今後ともよろしく申し上げます。

以上です。

### ○三町委員

今の服務事故防止関連でのことです。先ほども説明がありましたが、4月を重点的に小平市でやるというのは大変いいことだと本当に思います。ぜひ、スタートのところでしっかり意識を高めて進めていただけたらと思っておりました。

その中の報告書との関連で質問と、それから実際にどのように使うのかというところを教えてくださいたいと思っております。例えば21ページに、「服務事故に関わる事例集」ということで、小平市内の事例を啓発資料として載せておりましたが、1つはレベルの問題で、どの程度のものを事例集にしようとしているのかということについて質問です。というのは、22ページに書いてある「処分、措置等」のところで、「本人に係る処分、措置等について表示します」とありますが、措置まで表示するということになると、この程度やっても措置で済んでしまうのかということも

逆にあるかなど。つまり措置というのは事実上の罰則は何もないですよ。ただ、注意されるというだけです。

そうすると、どういう表現で、あるいはどこまでやるのかというのを、どうお考えなのか。啓発資料として生きるような形にしてほしいということでの、質問です。

それから2点目は、資料をつくり、その活用としては年度当初の服務研修や、事故防止月間等ということです。事実上、服務事故防止月間で研修しなさいと言われた場合、東京都のほうでかなりしっかりした資料があるわけです。その中で今回の資料をどう入れ込むかというのは、学校としても少し困るところだと思います。ですから、そこでの提示の仕方を工夫していただけたらありがたいのですが、どういうふうにされていくのかということ、2点です。

### ○高橋教育部理事

まず、この様式例ですが、小平市で起きて、本市から都教育委員会に上げた内容を盛り込んでいこうということで考えていますので、措置等も含めてと考えていましたが、そこにどういうレベルで処分、措置等のことを書くかというところがあると思いますので、措置等で終わったものについては、特別に細かいことまで書かないものと考えているところでございます。

内容につきましては、先ほどもありましたように、どう使うかということにかかってくると思いますが、都の資料というのはかなり一般化されているものでございまして、やはり当事者意識というか、そういうのを持ってもらうために、例えば都で情報の紛失というようなことで研修のテーマが出されていたときに、これを本市のものもあわせて資料として出して、市内でもこのようなことが起きているんだと理解させ、当事者意識をきちんともってもらって研修資料にしたいということで、どちらでやるということではなくて、両方とも上手に連携させながら、できるだけみずからのこととして捉えるために活用していこうと考えてございます。

以上でございます。

### ○三町委員

わかりました。過去にあったものを振り返って生かすというわけですから、そういう形で、生きるような形でぜひお願いしたいと思います。

以上です。

### ○森井委員長

このことに対して、ほかにご質問ございますか。

### ○高槻委員

三町委員の発言の中で、具体的な罰則が書いてあり、それに即してこの程度だったらあまり重く感じないというようなことが現実にあるのではないかとということがありました。これは問題を起こした先生の個人の罰の軽重の問題ということになります。しかし私はこうした問題は子ども

の心に先生に対する不信感が発生した場合、その先生の問題だけではないと思います。不祥事が起きれば、学校全体、あるいは小平市の教育全体が子どもや父兄から信用を失うということであり、そのことの意味を正しく伝えてもらうことが一番大事だと思います。

#### ○高橋教育部理事

今委員がおっしゃることは、私どもも大事な視点ととらえています。

年度当初、次年度も全教員が集まる研修会を4月に計画をしております。冒頭、私がいさつをする時間がありますので、その中で、ぜひ今いただきましたような話も含めて、事故を起こしたのは本人だけの問題ではなくて、市全体として、子どもたちや保護者や市民に与える影響というのはどれだけのものなのかということも含めて、話をしてまいります。

以上でございます。

#### ○森井委員長

私もこのことに関してです。

読ませていただいた中で、サービス事故の事例の中の「事故から得られた再発防止の考え方」の記載の仕方ですが、管理職が心がけておく必要のあるものと、教員自身に自覚を持たせるものが混在していて、少しわかりにくいのではないかと思います。その辺少し整理していただけると、より教員の方も読んでわかる、実際に使えるものになるのではないかと思います。

また、各校の取組については、今年度取り組んだ内容について各学校細かく記載していただいておりますが、小平市内のほかの学校が参考にして、来年度以降もサービス事故防止に取り組む際に深めていくものにするために、先ほど高槻委員がおっしゃったように、サービス事故ゼロを順守して児童・生徒、保護者、地域の方に信頼される学校を目指すという高い意識を持って、今後も臨んでいただきたいと思いました。

また、サービス事故再発防止プロジェクトが、今年の3月31日で一応設置期間が終わるということで、私も来年度以降はどうなるのかと思ってお質問しようと思っておりましたが、先ほど理事のお話の中で、4月を小平独自の防止月間にするという建設的なお話を伺いましたので、本当に小平市でこれ以上サービス事故が起きないように、もう少し教員の方、それぞれが自覚を持って取り組んでいただきたいと心から思っておりますので、よろしくご指導のほど、お願いいたします。

#### ○高橋教育部理事

今年度のプロジェクトチームはここで一旦終了ということになりますが、プロジェクトチーム内の意見交換をした中で、やはり次年度も、今年度ほどの回数は持たないけれども、定期的に各学校の取組を共通理解したり意見を交換したりするような機会は持っていきたいと思いますという意見も出ています。今月末の校長会で相談をして、次年度継続的に取り組んでまいりたいと思っております。

資料のほうはまだ十分ではないところもありますので、確認をして発信していきたいと思っ

おります。

**○森井委員長**

このほかのご意見、ご質問はございませんか。

では、事故報告 I の⑥の小6男子の体育の授業中の事故について教えていただきたいのですが、跳び箱2台を連結させるというのは、どのような授業なんでしょうか。

**○高橋教育部理事**

体育の6年生の跳び箱の授業で、跳び箱の上に飛び乗るというものもがございます。踏み切り台があって、跳び箱が縦に2つつないでマットがあるというものです。

**○森井委員長**

2つくっつける、長さを長くしてということですね。

**○高橋教育部理事**

長くしてということです。それを跳ぶということではございません。運動として跳び箱の上にジャンプして跳び乗って、渡り歩くという形の運動もございますが、この事案でございますが、その道具をセットしたところの準備時間に児童が遊んでいる際に発生いたしました。

つまり、本来の目的ではない跳び方をしたために、間に指を当ててしまったというものでございます。

**○森井委員長**

わかりました。ありがとうございます。

**○三町委員**

質問ですが、田中館関係の説明の中の数字について、確認をさせていただけたらと思います。

資料No.7の「わくわく体験美術館ウィーク」のことで、年度ごとに年々来館者数が増えてきている中で、ここのところ300人近い子が参加しているという数字が出されていますが、これは、第1期、第2期、第3期と分かれていますよね。さっと数字だけ見ると合計65日間ということですがけれども、この中で参加した人数が300人程度ということで理解してよろしいでしょうか。

**○阿部生涯学習推進課長**

そうです。

**○三町委員**

ということは、そんなに多い人数ではないというふうに受けとめてよろしいでしょうか。

### ○阿部生涯学習推進課長

そんなに多い人数とは言えないと思います。この期間以外に学校の取組として来ているものもございまして、その人数というのはカウントされておりませんので、年間ではもう少し多い人数が来ております。ただ、全体の人数としては、年間大体7,000人から8,000人、特別展がある年には1万人を超えるわけですが、その中で子どもの占める人数というのは、まだまだ少ないというのが実情でございます。

### ○三町委員

わかりました。せっかくいい施設ですし、内容的にも文化度が高いと感じているものですから。数字を割ってみると少な過ぎるのかなと思ったので、ぜひ働きかけていただいて、学校で見にいけないように、それから、タブレットの導入もあったわけですから、大いに勉強になるような形にさせていただけたらと思います。要望です。

### ○阿部生涯学習推進課長

来年度予算では、田中彫刻記を各学校の図書館にもお配りをして、ご覧いただくことも計画しております。

それから、ここで子ども向けのパンフレットも完成いたしまして、そういったものも活用してまいりたいと考えております。

### ○森井委員長

私は逆に、年々人数が増えていることから、何か工夫をしてくださったことなどがあれば、お伺いしたいと思います。同時に、また「ナイトミュージアム」ですが、私も何回か行かせていただいて、ふだん訪れる美術館とはまた違う感じを受けることができますし、私が伺ったときにはたくさんの方々がいらっしゃいました。こちらにも更に広報して頂き、多くの方々に参加していただきたいと思うのですが、今までに参加された方からご意見などがあつたら伺いたいと思います。

### ○阿部生涯学習推進課長

「ナイトミュージアム」につきましては、鳴く虫の会のカンタンの鳴く声を聞こうということで、始めたわけですが、教育長報告にありましたように、平櫛田中自身が鈴虫を送られて、それを聞きながら作品をつくってございました。これは実は赤福の五十鈴老母を早くつくってくださいという意味もあって、鈴虫を送られたというエピソードがございます。そのような中で、ではやってみようということで、行いましたところ、大変好評でございまして、アンケートの中で、またこういった無料で入れる機会をたくさんつくってくださいというのが一番多くございます。

実際に、市制施行50周年の「全日本花いっぱい小平大会」のときに、全国の方に美術館に来



てもらおうという企画を観覧料無料でやったわけですが、たくさんの方が来館されまして、やはり無料にするとたくさん来るといのがございます。

子どもにつきましては、夏休み期間に合わせまして、「わくわく体験美術館ウィーク」の中で、粘土で作品をつくっていく企画などをやっております。その際に、田中彫刻記という市の職員が作りました漫画をお配りしております。やはりお子さんが漫画からだと、非常に親しみやすく、入りやすいというのがございますので、そういったものをいろいろなところで配布し、興味をもっていただいた子どもたちが増えたというのはございます。

そういったことで、来年度も、先ほど申しあげましたように、学校図書館等に配付であるとか、子ども向けのイベントで配布することや、子ども向けパンフレットを活用して、興味を持つ子どもたちをもっと増やしてまいりたいと思っております。

#### ○森井委員長

ありがとうございました。

では、ほかにございませんでしょうか。

ーなしの声ありー

#### ○森井委員長

では、以上で、教育長報告事項を終了いたします。

ここで10分間の休憩をとりたいと思います。

午後3時25分 休憩

午後3時35分 再開

(協議事項)

#### ○森井委員長

それでは会議を再開いたします。

協議事項(1)平成26年度小平市立小学校、中学校の学級編制についてを議題といたします。関口教育長からご説明をお願いいたします。

#### ○関口教育長

協議事項(1)平成26年度小平市立小学校、中学校の学級編制についてを説明いたします。資料No.15をご覧ください。

平成26年度小平市立小学校、中学校の学級編制につきましては、「東京都公立小学校、中学

校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準」を標準として、行います。

具体的には、平成25年度と同様に、小学校第1学年につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、35人以下での学級編制を行います。

また、小学校第2学年及び中学校第1学年は、東京都の学級編制基準に基づき、35人以下での学級編制を可能とします。

なお、小学校第2学年は国の予算措置により、中学校第1学年は東京都の独自施策、いわゆる「中1ギャップ」対応加配措置により、可能となるものでございます。

そのほかの学年及び特別支援学級における学級編制の人数に変更はございません。

以上でございます。

#### ○森井委員長

このことにつきまして、ご質問、ご意見等、ございますでしょうか。

ーなしの声ありー

#### ○森井委員長

それでは、このことにつきましては提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

#### ○森井委員長

以上で、協議事項（1）を終了いたします。

（議案）

#### ○森井委員長

次に、議案の審議を行います。

議案第65号、小平市教育委員会事案決裁規程の一部を改正する規程の制定についてから、議案第72号、小平市立図書館処務規程の一部を改正する規程の制定についてまで、以上8件については同種のものでありますので、一括して取り扱います。関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

#### ○関口教育長

議案第65号、小平市教育委員会事案決裁規程の一部を改正する規程の制定についてから、議案第72号、小平市立図書館処務規程の一部を改正する規程の制定についてまで、以上8件につきましては同種のものでありますので、一括して説明いたします。

本案は、組織編成につきまして、「従来のあり方にとどまることなく、より柔軟で総合的な活

動ができる全体的な組織の枠組み」に改良していくこと、また、組織の運用につきまして、行政活動の最先端でありますそれぞれの「事業の現場」において、「組織の人的資源を効果的に活用できる仕組み」に改正していくことを目的として行う、小平市の「組織編成及び運用にかかる改正」に伴い、必要な規程等の整備を行うものでございます。

小平市の「組織編成及び運用にかかる改正」の内容は、大きく3点ございますが、その内、関係します2点について説明いたします。

はじめに1点目でございますが、「係制の廃止・担当制の創設」でございます。

議案第66号、小平市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定についての新旧対照表をご覧ください。

「従来の係」を「廃止」し、「課に担当」を置くものでございます。

この趣旨は、課が行う「分掌事務」あるいは「課題」に対しまして、「固定的な狭い所管意識をなくし、課全体として取り組む仕組み」に改良しようとするものでございます。

次に2点目でございますが、「職員配置に関する事案決裁権限」の変更でございます。

議案第65号「小平市教育委員会事案決裁規程の一部を改正する規程の制定について」の新旧対照表の下段から次のページをご覧ください。

部の分掌業務、あるいは、課題に対するマネジメントを強化する観点から、部の人的資源を効果的に活用するようにするため、係長級以上の人事は引き続き教育長の決裁事案であります、主任級以下の職員について、部への配置を教育長決裁とし、その後の課への配置を部長決裁とするものでございます。

組織体制につきましては、「年度ごと」で考えることが原則でございますが、「部内の業務量の著しい急変」や産休・育休・長期の病休など「所属職員の状況等に応じ、柔軟な配置」が可能となるものでございます。

議案第67号、小平市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、から、議案第72号、小平市立図書館処務規程の一部を改正する規程の制定について、までの各議案につきましては、先ほどご説明いたしました、「係制の廃止・担当制の創設」に伴う改正でございます。

なお、全て平成26年4月1日からの施行を予定しております。

以上でございます。

## ○森井委員長

質疑に移ります。

質疑は、8件を一括して行います。

## ○山田委員

議案第66号の新旧対照表のところですか。例えば生涯学習推進課は、もともとは生涯学習係、支援係と2つの係でしたが、急に担当が増えた感があります。これはもともとやっていたらしゃるものが細分化したということよろしいでしょうか。

**○滝澤教育庶務課長**

生涯学習推進課についてのお尋ねですが、今回の制度改正について、共通しておりますので、私から説明をさせていただきます。

係制の廃止というお話をいたしました。現在は係長と主査を置いているところです。係を担当に改正をすることにより、これまで主査としていたものも担当と表記をすることになりました。

これまで、主査は限定的な仕事をしており、係としてはおりませんでした。今後は臨機応変な対応がとれるよう、担当として表記をしたものでございます。

現在も係長と主査は同等職として置いておりますが、係ではないため、組織としては今まで表記されておりました。ここで担当ということで、表記されたものでございます。

以上でございます。

**○三町委員**

今までは主査という形であったものを担当係長に読みかえるという理解でよろしいでしょうか。主査という表現がなくなるということでもよろしいでしょうか。

**○滝澤教育庶務課長**

おっしゃるとおり、担当係長になります。

**○三町委員**

わかりました。

**○森井委員長**

今のお話によると、担当がいくつもあるということは、それだけ係長が増えるということですか。

**○滝澤教育庶務課長**

主査職と係長職というのは、同等の職層でございます。組織としてわかりやすくするために名称を変えるものでございます。人数が増えたわけではございません。

**○森井委員長**

ほかにもございますでしょうか。

ーなしの声ありー

**○森井委員長**

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論は、8件を一括して行います。

－討論省略の声あり－

**○森井委員長**

それでは、討論を終結し裁決を行います。

議案第65号、小平市教育委員会事案決裁規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

**○森井委員長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第66号、小平市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

**○森井委員長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第67号、小平市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

**○森井委員長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第68号、小平市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

**○森井委員長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第69号、小平市平櫛田中彫刻美術館条例施行規則の一部を改正する規則の制定に

ついて、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

**○森井委員長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第70号、小平市立公民館処務規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

**○森井委員長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第71号、小平市視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

**○森井委員長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

最後に、議案第72号、小平市立図書館処務規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

**○森井委員長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第73号、小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針の一部改正について、関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

**○関口教育長**

議案第73号、小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針の一部改正についてを説明いたします。

教育委員会の点検及び評価につきましては、制度開始以来、「小平市第三次長期総合計画・前期基本計画実施計画」に掲げられた事業を主にその対象としてきました。

本議案は、平成25年2月に小平市教育振興基本計画を策定したことに伴い、同計画の基本的

施策で掲げた主な事業の達成状況を、点検及び評価の対象とするよう改正を行うものでございます。

なお、実施方針の改正に伴い、同実施要綱につきまして同様の改正を行います。  
以上でございます。

**○森井委員長**

質疑に移ります。  
ご質問ございませんか。

－なしの声あり－

**○森井委員長**

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

**○森井委員長**

それでは討論を終結し、採決を行います。

議案第73号、小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針の一部改正について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

**○森井委員長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第74号、小平市立小平第七小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについて。関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

**○関口教育長**

議案第74号、小平市立小平第七小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについてを説明いたします。

本件は、小平市におけるコミュニティ・スクール推進の方針を踏まえ、小平市立小平第七小学校が、小平市学校運営協議会規則第3条第1項各号に掲げる事項を達成することができると認められるため、同条の規定により、同校を学校経営協議会を置く学校として、指定するものでございます。

なお、指定期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間でございます。

詳細につきましては、高橋教育部理事から説明させます。

### ○高橋教育部理事

小平市立小平第七小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについて、ご説明いたします。

このたび、小平市立小平第七小学校長から、学校経営協議会を置く学校として、指定を受けたい旨の申請がございました。小平第七小学校は平成24年7月よりコミュニティ・スクールの研究を始め、今年度からは文部科学省のコミュニティ・スクール、学校運営協議会制度の推進への取組に係る委託事業により、研究を進めてまいりました。

平成26年3月までに計7回の推進委員会を開催し、協議を重ねております。

研究に当たっては、推進委員会の委員及び教職員が市内及び市外の先進校の訪問や、文部科学省主催の「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」に積極的に参加し、コミュニティ・スクールに対する理解を深めるとともに、小平第七小学校の地域性に即したコミュニティ・スクールについて研究を進めてまいりました。

また、小平第七小学校は古くから地域に開かれた学校として、青少年対策地区委員会を中心に地域の方の多くが学校支援活動にかかわり、児童の健全育成に努めてまいりました。

平成17年度から活動を開始した七小支援ネットでは、図書・地域見守り・環境美化等のボランティアに加え、地域の教育力を生かした授業支援など、地域と保護者、学校が連携した取組が盛んに行われており、コミュニティ・スクールを実施する土壌が形成されていると言えます。

教育委員会の皆様にご承認いただき、コミュニティ・スクールに指定されることで、学校経営協議会の委員に一定の権限と責任を持って、学校にかかわっていただき、学力向上や健全育成等の課題を地域と共有しながら、今以上に地域ぐるみで子どもたちを育てていけると考えております。

コミュニティ・スクールとして指定をいただくことで、さらなる教育活動の充実が図れることを期待し、これまでの取組や経緯を踏まえて、校長からのヒアリングを実施した結果、小平市におけるコミュニティ・スクール推進方針に掲げる理念、小平市学校運営協議会規則第3条第1項各号に掲げる事項を達成する状況にあるのではないかと考え、指定について教育委員の皆様にご審議いただくものでございます。

なお、小平第七小学校を学校運営協議会を設置する学校として指定することについては、本議案の議決後に東京都教育委員会へ報告をいたします。

以上でございます。

### ○森井委員長

質疑に移ります。ご質問ございませんか。

### ○山田委員



次の議案第75号にも関連してくると思いますが、議案第74号に関しまして、以前からお話が出ておりますが、小平第十一小学校のかかわりを、同じ地区として、小・中連携という部分で、どのような方向性でお考えかというのをご教授していただけますでしょうか。

#### ○高橋教育部理事

小・中連携につきましては、コミュニティ・スクールであるなしにかかわらず、市の大きな教育施策として、ここ数年進めてきているものでございます。当然ですが、次年度も小平第六中学区の小・中連携ということで、小平第七小学校、小平第十一小学校、それから小平第六中学校は一体となって、小・中連携の会議をもって、推進してまいりますので、その部分につきましては、コミュニティ・スクールということではなくても、次年度も推進していけるものと捉えてございます。

以上でございます。

#### ○森井委員長

ほかにございませんか。

私からよろしいですか。いただいた申請書の6ページ目のアンケート調査のところです。

設問の上に注釈がありまして、「設問1～3については、回答者の属性を尋ねている」とだけしか記載がないのですが、わかりにくいと私は感じました。

#### ○高橋教育部理事

そこにつきましては、どういう地域にお住まいとか、どういう小学校にお子さんがいらっしゃるのかという質問の部分ですので、特に集計は載せなかったということです。

#### ○森井委員長

わかりました。それともう一点。11ページ、「小・中連携プロジェクトチーム」の中で出てきます。「小・中連携学校経営協議会」という名称ですが、こちらについては、その前に小・中連携学校経営協議会連絡会と記載されているところがありますが、それと同じという理解でよろしいのでしょうか。

#### ○仙北谷教育部参事

11ページの小・中連携プロジェクトチームの下から3行目にある、「小・中連携学校経営協議会」というのは、小・中連携プロジェクトチームを進める中で、七小と六中の、それぞれの学校経営協議会が実際に顔を合わせる中で情報共有する会ということを知っております。

したがって、連携した学校経営協議会をつくるという意味ではなくて、いわば顔を合わせて小・中連携プロジェクトチームの取組や課題などを情報交換、協議する会の名称ということで確認をしております。名称につきましては、学校と協議して、よりわかりやすい表現にするよう指

導していきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○森井委員長

ぜひ、お願いします。

14ページにも「拡大学院経営協議会」という名称がでてきます。こちらでも少し誤解を招くような表現であると思いますので、説明をお願いします。

#### ○仙北谷教育部参事

これにつきましては、本来母体となる学校経営協議会に幼稚園や保育園の代表の方々をゲスト的に呼び出して、その会の中でご意見を伺う機会だったり、それから学校運営協議会の話、内容について、幼稚園、保育園にも情報提供するというような性質の会を計画しているとのことでございます。

いろいろな会議の名称のつけ方として、拡大何とかというのは、拡大学院年会とか、拡大コーディネーター連絡会とか、学校の慣習としてつけることも結構多くございます。

したがって、会の性質をしっかりと位置づけた上で、これについても、誤解を招かないような形にするよう、指導していきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○三町委員

読んでいて、運営するための組織の進め方が非常にわかりにくいと感じました。先程、委員長から話がありましたように、用語そのものが非常にわかりにくいということで、整理をしていただけならありがたいと思います。

#### ○森井委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

—討論省略の声あり—

#### ○森井委員長

それでは討論を終結し、採決を行います。

議案第74号、小平市立小平第七小学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについて、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

—異議なしの声あり—

## ○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

なお、添付されている指定申請書につきましては、ただ今、各委員から出ましたご意見を参考に、ご指導いただければと存じます。

議案第75号、小平市立小平第六中学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについて、関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

## ○関口教育長

議案第75号、小平市立小平第六中学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについてを説明いたします。

本件は、小平市におけるコミュニティ・スクール推進の方針を踏まえ、小平市立小平第六中学校が、小平市学校運営協議会規則第3条第1項各号に掲げる事項を達成することができると認められるため、同条の規定により、同校を学校経営協議会を置く学校として、指定するものでございます。

なお、指定期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間でございます。詳細につきましては、高橋教育部理事から説明させます。

## ○高橋教育部理事

小平市立小平第六中学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについて、ご説明いたします。

このたび、小平市立小平第六中学校長から学校経営協議会を置く学校として、指定を受けたい旨の申請がございました。小平第六中学校は平成24年7月よりコミュニティ・スクールの研究を始め、本年度からは文部科学省のコミュニティ・スクール学校運営協議会制度の推進への取組にかかわる委託事業による研究を進めてまいりました。

平成26年2月までに開催した5回の推進委員会では、学区内の各小学校の管理職も必要に応じて参加し、協議を重ねました。コミュニティ・スクール推進委員会には、各学年の教員が1名ずつ参加し、教職員も家庭、地域との連携の必要性を強く意識して研究を進めてまいりました。

取組内容につきましては、学校だよりや、ホームページ等で随時、地域や保護者への周知を図ってまいりました。小平第六中学校は、学校支援コーディネーターの活動が活発であり、十数年間にわたり多くの地域住民が学校支援活動にかかわってきているという土壌がございます。

また、平成13年度に六中ネットワークを設立し、現在では学区内の小学校の教職員も含め、地域住民、保護者との情報交換の場を設けるなど、学校と地域が連携して課題に対応する仕組みが構築されてきています。コミュニティ・スクールに指定されることで、この仕組みをより充実していくことができ、さらに学校経営協議会委員の意見を取り入れることで、多岐にわたる地域や保護者の教育に対するニーズを的確に捉え、健全育成など、様々な教育課題などに迅速に対応していくことができると考えられます。

また、学校評価においても、地域住民や保護者の視点を取り入れることで、今後さらに教育活動が充実することが期待されています。申請書の内容や校長からのヒアリングなどで、これまでの取組や経緯を検討した結果、小平市におけるコミュニティ・スクール推進の方針に掲げる理念、小平市学校運営協議会規則第3条第1項、各号に掲げる事項を達成する状況にあるのではと考え、指定に向け、校長の申請を教育委員の皆様にご審議いただくものでございます。

なお、小平第六中学校を学校運営協議会を設置する学校として指定することについては、本議案の議決後に、東京都教育委員会に報告をいたします。

以上でございます。

#### ○森井委員長

質疑に移ります。

#### ○高槻委員

根本的なことを聞きますが、こういう協議会を置く学校に指定されることで期待できるものは何ですか。

#### ○高橋教育部理事

学校経営協議会の委員は地域住民の方や保護者の中から、教育委員会が任命して委員になってもらうわけですが、その人たちが、例えば校長の学校経営など、様々なところに経営参画をして意見を言うという制度になってございます。

そのため、端的なところを申し上げますと、例えば教員の人事などについても、この学校はこういう現状にあるから、このような能力のある教員がいるべきじゃないかというようなことも含めて、本来であれば校長が1人で考えていたような内容についても、委員の皆様方からご意見をいただきながら、協議をして進めることができるということになります。

大きく考えれば、地域が学校経営を一緒になって行うということが一番大きな違いになると捉えてございます。

以上でございます。

#### ○高槻委員

それはよいことだろうと思いますが、そういうことができる土壌がこの学校にはあるという言い方をすると、そうじゃないままの学校はそれでいいのかということもあるかと思えます。一つの市の中に指定校と、そうではない学校ができることについてはどういうふうに考えればいいでしょうか。

#### ○高橋教育部理事

学校経営の参画者にも様々な意識はあると思います。様々なお考えの保護者や地域の方がござ

いますので、学校が校長の経営方針に基づいて、一つの方向に向かって進んでいけばいいのですが、多岐にわたる意見をいただくと、場合によっては迷走してしまうということもございます。

指定を目指している学校については、それまでの地域が学校を支えるようなシステムとか、学校の経営や運営について、様々な意見を言って、それで一定方向の考えに基づいて、学校経営を考えられるような学校かどうかというところも大きな選定の条件になってきているかと考えてございます。

そういった意味で、やはり指定の相談を受けるときには、地域や保護者から学校経営に対してどのくらいの理解や、支援が得られるかということもあると考えていますので、決して指定されていない学校が悪い学校とは申し上げません。学校連絡協議会という、学校経営について、意見を校長が聞くような委員会もございますので、そういうものを進めながら、地域や保護者が学校経営に深くかかわって学校経営を地域と保護者が一体となって進めていこうとなったときに、コミュニティ・スクールの指定という流れになることが望ましいと考えてございます。決して全部を指定しないからおかしいということではなくて、やはり地域や保護者、学校が、コミュニティ・スクールとしての考え方に賛同して、それに基づいて学校経営が進められるかどうかということが、重要であると考えております。

### ○高槻委員

自分がそういう現場にいて、校長をやっていたら、うちの学校はまだ指定されていないという気持ちを持つかもしれません。あるいは、指定された場合に、これまでは1人で決めていたことがすごく難しくなってしまうこともあるでしょう。

現実には、指定となったときの委員と、何年か後の委員は替わっていきます。立ち上がりの時と、その後では委員の意識にも変化が生じる可能性もあります。そういうことを考えたときに、初等教育というのはあまり学校間でそういう違いがないほうがいいというのが、私の正直な感想です。

説明を聞けば、ここはこういう条件が整い、そういう機運が高まっていること自体に悼さず気はないのですが、結果として、指定されている学校とされていない学校が併存することが持つマイナス効果がなければいいという感想を持ちました。

以上です。

### ○三町委員

私もこの組織そのものの理解としては、基本的にもともと学校は閉鎖的だという中で学校を開いていき、その中で地域、住民参加していこうという形態の究極の形がコミュニティ・スクールとなるのではないかと考えています。

ですから、ある意味では校長の経営上、それを大いに活用していこうという場合と、それから適度に活用していこうというのがあって僕はいいいのではないかと考えています。小平でいうと、コミュニティ・スクール型と、それから学校経営協力者会議という形の2つがあり、片や人事に

関与し、片や人事にもある程度発言できるという形に分かれています。

そこを校長が、土壌としてもそういう形でできるので、一緒になってやっていきたいということで、申請を出してきているのだろうということで内容を見させていただいています。

私が逆に一番懸念するのは、今後そういった校長がそれでいきたいということで、地域と進めていった先に校長が変わり、若干違う感覚の校長が来たときに、どう教育委員会がその形を支援していくかということです。つまり校長が変わったから、今度はやめましょうというわけにはいかないということです。

だから、そこがこのコミュニティ・スクールにするというところの非常に大きな、ある意味で課題でもあると思いますので、慎重にさせていただきたいと思います。本当にこの学校が、このシステムでやっていけるかどうかを見きわめて、その上でゴーサインを出したほうがいいかと思っています。

### ○高橋教育部理事

教育委員会としても今お話をいただきましたように、指定を受けた学校が3年に一度見直しはしますが、やはり一度指定を受けた学校は、地域に土壌があるわけですから、その地域の方々の力を学校経営に生かすという考え方の学校として、その先々も何年も続けていかなければならないと認識してございます。

ですので、各学校で行われている学校経営協議会等の様子については、こちらとしても情報把握をして、必要に応じて、学校長に対して指導等しているところでございます。今回の小平第七小学校も小平第六中学校も、校長がいなくなったときに継続できなくなるような体制では困るということは最初から申し上げているところです。

逆に、現在、学校経営協議会を置いている学校についても、経営協議会の委員さんも含めた今いる方々がおやめになりたいと言ったときに、できなくなるような会では困りますと。そういった意味で、学校経営協議会として、学校運営をしながらも、新しく学校経営協議会に力を貸してくれる人たちの掘り起こしも含めて、十分に先々のことを見据えて、考えてくださいということをお願いしているところでございます。

市としても一度指定されたからには、継続的にいい形でできるように、これからも進めてまいりたいと思っております。

以上です。

### ○森井委員長

私からも一点、気づいたことを申し上げたいのですが、この申請書について、表記の間違ひが多いのではないかと正直感じました。申請書であることから、もう一度きちんとした文章を作成していただきたいと思います。

### ○山田委員

今委員長からの厳しいご指摘がございましたが、その辺はしっかりご指導いただくとともに、先ほどお話にあったように、公募委員については、例えば七小の資料には、2月に募集して3月に決定とございました。同じく六中のほうでもそういう時期に公募というところでは、既に大分決まってきているかと存じます。

先ほど教育委員会で決定をするというお話をいただきましたが、改めて任命までの手続きを確認をさせていただきたいと思います。

#### ○森田指導課長補佐

委員の決定の関係でございますが、手続的には校長からの推薦を受けまして、教育委員会が任命するという規定になっております。事務的には指導課に校長からの推薦書をいただきまして、任命の手続きをしているところでございます。

今回、ご審議いただいて、議決いただきましたら、校長から早急に推薦書をいただいて、事務を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○森井委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

— 討論省略の声あり —

#### ○森井委員長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第75号、小平市立小平第六中学校を学校経営協議会を置く学校として指定することについて、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

#### ○森井委員長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

なお、添付されている指定申請書につきましては、内容を再度精査していただくよう、ご指導をお願いいたします。

議案第76号、小平市立小平第四小学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについて及び議案第77号、小平市立小平第八小学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについて、は同種のものでありますので、一括して取り扱います。関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

## ○関口教育長

議案第76号、小平市立小平第四小学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについて及び議案第77号、小平市立小平第八小学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについて、は同種のものでありますので、一括して説明いたします。

本件は、小平市におけるコミュニティ・スクール推進の方針を踏まえ、小平市立小平第四小学校及び小平市立小平第八小学校が、小平市学校運営協議会規則第3条第1項各号に掲げる事項を達成することができると認められるため、同条第4項の規定により、両校を学校経営協議会を置く学校として、指定の更新を行うものでございます。

なお、指定期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間でございます。詳細につきましては、高橋教育部理事から説明させます。

## ○高橋教育部理事

小平市立小平第四小学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについて、及び小平市立小平第八小学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについて、をご説明いたします。

小平第四小学校は平成20年4月に学校経営協議会を置く学校としての指定を受け、平成23年4月に指定の更新を受けましたが、平成26年3月31日をもって3年間の指定期間が満了となります。このことから、小平市立小平第四小学校長から学校経営協議会を置く学校として指定の更新を受けたい旨の申請がございました。

小平第四小学校のコミュニティ・スクールとしての3年間の取組でございますが、家庭支援プロジェクトとして、幼児と母親を対象とした市民活動を月に一度行ったり、学校経営協議会及び学校支援ボランティアを中心に、地域ネットワークを構築し、有機的なつながりを生かした学校での活動を行ってきました。特に昨年度は、優れた地域による学校支援活動推進にかかる文部科学大臣表彰を受賞いたしました。

小平第八小学校につきましては、平成23年5月に学校経営協議会を置く学校としての指定を受け、平成26年3月31日をもって指定期間が満了となります。このことから、小平市立小平第八小学校長から、学校経営協議会を置く学校としての指定の更新を受けたい旨の申請が資料のとおりございました。

小平第八小学校のコミュニティ・スクールのこれまでの取組でございますが、コミュニティ・スクールだよりや学校支援ボランティアだよりの定期的な発行により、学校の教育活動や、学校経営協議会での取組、ボランティアの活動内容を地域、保護者に広く周知いたしました。また、学校経営協議委員がコーディネーターの役割を果たし、地域参画型の授業を行うことで、教育活動を充実させてまいりました。

平成26年度以降においても、これらの取組を推進・充実していくことで、小平市におけるコミュニティ・スクール推進のうちに掲げる理念、小平市学校運営協議会規則第3条第1項、各号に掲げる事項を達成している状況にあると考え、指定に向け校長の申請を教育委員の皆様にご審議



をいただくものでございます。

なお、この申請につきましては、本議案の議決を持って東京都教育委員会へ報告いたします。  
以上です。

#### ○森井委員長

質疑に移ります。

#### ○三町委員

この両校とも基本的に、この報告書で見える感じでは、これまでの成果がかなり上がってきて継続的に進んでいるように思います。だから、このまま続けたいといけないう趣旨で書かれているのだと思います。事務局のほうにお聞きしたいのですが、ここに書かれているようなことは確かに成果が上がっていると理解してよろしいでしょうか。

#### ○高橋教育部理事

基本的に書かれていることの成果は上がってきていると捉えてございます。ただ、先ほども申し上げましたが、細かいところでは今後、コミュニティ・スクールとして、さらに発展していくためには、やはり委員の代替わりとか、いろいろな問題があることも事実でございます。

そういうことも含めて、いいことばかりではなくて、課題があることも十分に認識はしてございますので、そのことも含めて、今後支援をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

#### ○森井委員長

ほかにいかがでしょうか。

こちらもやはり用語についてもう一度確認してください。内容については、了解しております。成果と課題については各校がしっかりまとめて、また次の更新に向けて意欲も感じますし、いろいろ課題も多いかと思いますが、どちらも私は指定の更新をするにふさわしい学校であると思いますので、文章についても、また用語の整理をしていただくということを、お願いします。

ほかにございませんか。

ーなしの声ありー

#### ○森井委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

**○森井委員長**

それでは討論を終結し、採決を行います。

議案第76号、小平市立小平第四小学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについて、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

**○森井委員長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第77号、小平市立小平第八小学校を学校経営協議会を置く学校として指定の更新をすることについて、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

**○森井委員長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第78号、小平市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について。関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

**○関口教育長**

議案第78号、小平市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを説明いたします。

東京都教育委員会では、都立学校において、平成25年度より指導教諭が導入されております。

また、平成26年度からは、教育職員の適切な任用管理の点等から、全校種及び全区市町村においても、指導教諭の職を設置することが望ましいと、東京都教育委員会から、指導教諭の職の設置依頼の通知がきております。

本市におきましても、すぐれた指導技術を自校及び他校に普及させる役割を担う「指導教諭」の職を設置する必要があります。

そのため、新たな職の設置に伴う事項を追加するとともに、指導教諭設置の規定の整備に伴う文言の整理を行うものでございます。

あわせて、小平市の組織編成・運用についての改正に伴い、文言の整理を行います。

詳細につきましては、高橋教育部理事から説明させます。

**○高橋教育部理事**

小平市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてをご説明いたします。

社会状況の変化に伴い、公立学校の教員の期待度もその内容も大きく広がっております。

また一方で経験豊富なベテラン教員の大量退職期を迎えることで、ベテラン教員が有する指導の経験やノウハウ等をいかに継承すべきかが課題となっております。

東京都教育委員会では、これらの課題を解決すべく、平成25年度から、都立学校において高い専門性とすぐれた教科指導力を有する教員を指導教諭として任用しています。指導教諭は模範授業、公開授業等を実施し、指導教諭みずからが有する指導技術やノウハウを自校及び他校の教員に継承させ、教員全体の指導力の向上を図る取組となっております。

平成25年度は都立学校で実施をしておりましたが、平成26年度からは、全校種及び全区市町村においても指導教諭の職を設置することが望ましいと東京都教育委員会から指導教諭の職務設置依頼の通知がきていることから、その任用に必要な規定の整備を行うものでございます。

以上でございます。

### ○森井委員長

質疑に移ります。

### ○三町委員

新たな言葉ということで、今までも教諭がいて主任教諭がいて主幹教諭がいて、教諭だけでもそれだけ出てきた中で、新たに指導教諭が出てきたのですが、実際に学校の中でどのような位置になるのか、あるいは待遇面でほかの教諭とどう違うのか。そこら辺を説明していただけますか。

### ○高橋教育部理事

現在の職層ですが、若手の教員はいわゆる教諭、それで8年目になると主任教諭という職を受けることができます。その後がこれまでは主幹教諭となっていました。指導教諭というのは主幹教諭と同等職になります。

主幹教諭は管理職を助け、学級経営円滑に行われるよう教員を指導してまいります。最終的には管理職を目指すラインに乗る形になってはいますが、指導教諭というのは、自分の教科の専門性を生かして、主任教諭や教諭の指導を行うとなっております。指導教諭から主幹教諭になることも可能ですが、基本的には教員を指導する立場の教員になります。待遇面としては、主幹教諭と同等ということになります。

それから、指導教諭は来年度につきましては、全都の小・中学校で30名から40名程度です。ここで規定の改正を行いましても、今のところ、次年度、本市では、指導教諭はおりません。

それから、東京都の想定している指導教諭像ですが、今申し上げましたように、ある程度の経験を積んで、ほかの教員に指導ができるというイメージで、教諭像を描いていますので、40代後半から50代、つまり管理職になっていくかは定かではないが、その教科等の専門性をさらに高めて、教員人生を考えたいという教員が指導教諭の教諭像でございます。

以上でございます。

### ○三町委員

そうすると、これまでのいろいろな職層の教諭というのは、基本的には校内での仕事が前提でしたが、指導教諭については、授業を公開して、他校の教諭に来てもらって、自分の授業を見せて、ケアしていく。あるいは、場合によっては逆に指導をしに行くということもあり得るのでしょうか。

例えば中学校の教員は自分の授業を持っていますので、そういう場合、外とのかかわりを、どの程度するのかということについて教えていただきたいと思います。

それから、もう一つは指導主事の教科の指導助言と、この指導教諭の指導助言の意味合いはどう違うのか。あるいは同じなのか。そこら辺のことを教えていただきたいと思います。

### ○高橋教育部理事

まず一つは、もちろん外部に出ていくことについて、いろいろ今、条件整備を行っているところでございますが、基本的に近隣ブロックで一定数の指導教諭を配置するという考え方になっています。その近隣ブロックに対して、その教科の授業を見たい人を自校に招いて授業を見せたり、要請があれば出て行って、授業をしたりということ。どちらかという、自校において授業を公開するということからスタートするという考え方になっています。

指導主事との違いですが、一番大きいところはやはり授業をしながら指導をしていくということが一番の大きな違いだと捉えています。指導主事は授業を見ながらの指導になりますので、そこが違ってまいります。

以上でございます。

### ○森井委員

ほかにございませつか。

ーなしの声ありー

### ○森井委員長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

### ○森井委員長

それでは討論を終結し、採決を行います。

議案第78号、小平市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませつか。

－異議なしの声あり－

**○森井委員長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第79号、小平市文化財の指定について。関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

**○関口教育長**

議案第79号、小平市文化財の指定についてを説明いたします。

平成26年2月20日に開催されました小平市教育委員会定例会におきまして、鈴木稲荷神社本殿覆屋の鍔絵及び同境内の金刀比羅社の彫刻装飾について、小平市文化財の指定の諮問について可決いただき、小平市文化財保護審議会に諮問いたしました。

これを受け、平成26年3月7日に開催されました小平市文化財保護審議会において、別紙のとおり小平市文化財の指定が適当である旨の答申が出されましたので、指定を行うものでございます。

以上でございます。

**○森井委員長**

質疑に移ります。

－なしの声あり－

**○森井委員長**

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－討論省略の声あり－

**○森井委員長**

それでは討論を終結し、採決を行います。

議案第79号、小平市文化財の指定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

**○森井委員長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第80号、鈴木遺跡保存管理等用地の取得の申出について。関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

**○関口教育長**

議案第80号、鈴木遺跡保存管理等用地の取得の申出についてを説明いたします。

平成25年12月17日付で農林中央金庫から小平市へ農林中央金庫研修所北側部分施設の寄付申請が提出されました。本議案は当該用地の取得について市長に協議を申し出るものでございます。

農林中央金庫研修所北側部分施設を取得することにより、鈴木遺跡の包蔵地を恒久的に所有することができ、市民の貴重な財産である文化財を将来にわたり保存活用することが可能となります。

以上でございます。

**○森井委員長**

質疑に移ります。ご質問ございますか。

ーなしの声ありー

**○森井委員長**

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

**○森井委員長**

それでは討論を終結し、採決を行います。

議案第80号、鈴木遺跡保存管理等用地の取得の申出について、本案を原案のとおり決することに異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

**○森井委員長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第81号、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。関口教育長から提案理由のご説明をお願いいたします。

## ○関口教育長

議案第81号、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを説明いたします。

本案は、大きく3点について規則改正をするものでございます。

第1点目は、著作権法が改正されたことにより、視覚障害者のための著作の提供対象者の拡大をいたします。

2点目は、郵送等貸出の対象者の拡大と、貸出冊数についても一般利用者に合わせ10冊といたします。

3点目として、「貸出の予約」について、新たに規定をいたします。

詳細につきましては、湯沢中央図書館長から説明させます。

## ○湯沢中央図書館長

新旧対照表に沿って説明させていただきます。

今回3点について改正をするものですが、それに伴いまして文言整理もいたしております。

第2条、第3条、第6条、第7条につきましては、改正に伴う文言整理の部分でございます。

第2条第1号は、図書館資料に含まれる点字資料、録音資料が今回の改正の対象になる関係から、定義としては変わりませんが、文言として詳細に規定しました。

第3条は、第2条第1号で、小平市教育委員会の略称を規定したことにより文言を整理したものでございます。

第3条第5項は、市内ということで、ここも省略の表記をしているところです。

第6条は、表の内容を改めております。

第7条は、ここもまた図書館資料の定義ということで、点字資料及び録音資料について、定義は変わりませんが、新たに規定をしています。

第8条は新しく規定した部分になります。著作権法の改正により、これまで視覚による表現の認識に障害がある方の貸出申請があった場合ということで、障害者身障者手帳第1級から6級の交付を受けている者、その他活字による読書が困難な方につきましても、対象とするということの規定しております。

貸出冊数につきましても、図書館資料と同じ10冊にあわせています。

第9条「郵便等貸出し」についてでございます。「郵便等貸出し」対象につきましては、現状では身体障害者1、2級の交付を受けている者としておりますが、要望があるということ、また予算も伴わないということもありますので、視覚障害者による身体障害者1級から6級の交付を受けている者に対象者を拡大いたします

さらに貸出冊数につきましても、一般資料と同じく5冊から10冊に、改正をいたします。

最後の第11条、「貸出しの予約」についての規定です。図書館資料の貸出しの予約につきましても、これまでは貸出しの付加的サービスということで実施してまいりまして、特に規則に規定はしておりませんでした。ただ、国分寺市との相互利用を行うにあたり、予約サービスにつき

ましては、一律に行わないということになったことから、今回貸出しの予約に関する規定を設けたものでございます。

**○森井委員長**

ありがとうございました。

質疑に移ります。何かご質問はございませんでしょうか。

ーなしの声ありー

**○森井委員長**

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

**○森井委員長**

それでは討論を終結し、採決を行います。

議案第81号、小平市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

**○森井委員長**

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席を願います。

ここで休憩したいと存じます。18時まで休憩といたします。

午後5時27分 休憩